



各 位

会 社 名 ト ピ ー 工 業 株 式 会 社 代表者名 代表取締役社長 藤井 康雄 (コード:7231東・名証第1部) 問合せ先 執行役員総務部長 山口 政幸 (TEL, 03-3493-0777)

単元株式数の変更、株式の併合、定款一部変更及び株主優待制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款一部変更について決議するとともに、平成28年6月23日開催予定の第122回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)に株式の併合について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、あわせて株主優待制度を一部改定いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件 に、平成28年10月1日をもって効力が生じることといたします。

記

#### 1. 単元株式数の変更

### (1)変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上のため、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、 売買単位を 100 株に統一するための取組みを進めています。当社はかかる趣旨を踏まえ、本年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

### (2)変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

### (3)変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。

下記 2. に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成  $28 \oplus 10$  月  $1 \oplus 10$  日をもってその効力が生じることとしております。

#### 2. 株式の併合

### (1) 併合の目的

上記1. に記載のとおり、単元株式数を1,000 株から100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないよう、当社株式について10 株を1 株にする併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うことといたしました。

### (2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の割合 平成28年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に

記録された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合

いたします。

③併合後の発行可能株式総数 88,300,000 株 (併合前:883,000,000 株)

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第 182 条第 2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日(平成 28 年 10 月 1

日)に、上記のとおり変更したものとみなされます。

### ④併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数	240,775,103 株
今回の併合により減少する株式数	216,697,593 株
株式併合後の発行済株式総数	24,077,510 株

#### ⑤併合により減少する株主数

所有株式数	株主数(割合)	所有株式数 (割合)
総株主	13,453 名(100.0%)	240,775,103 株(100.0%)
10 株未満	320名 (2.4%)	604 株 (0.0%)
10 株以上	13,133名 (97.6%)	240,774,499 株(100.0%)

# ⑥1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、その所有株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

### (3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成28年10月1日をもってその効力が生じることといたします。

# 3. 定款一部変更

上記2. に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、 株式併合の効力発生日をもって以下のとおり変更されます。

なお、単元株式数の変更に係る定款一部変更は、会社法第 195 条第 1 項の定めに基づき、取締役会決議によって行うものです。また、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第 182 条第 2 項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日(平成 28 年 10 月 1 日)に変更したものとみなされるものです。

(下線―は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変更定款		
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)		
第6条 当会社の発行可能株式総数は、883,000	第6条 当会社の発行可能株式総数は、		
<u>千</u> 株とする。	<u>88,300,000</u> 株とする。		
(単元株式数)	(単元株式数)		
第7条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。	第7条 当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。		

4. 単元株式数の変更、株式の併合、定款の一部変更の日程

取締役会決議日平成 28 年 5 月 23 日株主総会開催日平成 28 年 6 月 23 日効 力 発 生 日平成 28 年 10 月 1 日

(参考) 平成28年10月1日をもって、証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなりますが、株式の振替手続との関係上、各証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月28日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

## 5. 株主優待制度の一部改定

単元株式数の変更及び株式併合後の株主優待制度の基準となるご所有株式数は、株式併合の割合に応じ、以下のとおりといたします。

現 行 (平成28年9月末基準日までの株主様)	改 定 後 (平成29年3月末基準日以降の株主様)	優待内容	
1千株~3千株未満	100 株以上 300 株未満	交通傷害保険の付保 死亡・後遺障害保険(最高 100 万円) 入院特約(3,000 円/日)	
3千株~1万株未満	300 株以上 1,000 株未満	交通傷害保険の付保 死亡・後遺障害保険(最高 100 万円) 入院特約(3,000円/日) 通院特約(1,000円/日)	
<u>1万株~</u>	<u>1,000 株以上</u>	交通傷害保険の付保 死亡・後遺障害保険(最高 100 万円) 入院特約(3,000 円/日) 通院特約(1,000 円/日) フラワープレゼントまたは 社会福祉団体への寄付	

※保険期間:3月末基準日株主様 7月1日~12月31日、9月末基準日株主様 翌年1月1日~6月30日 フラワープレゼントまたは社会福祉団体への寄付:3月末基準日株主様 6月ごろ、9月末基準日株主様 12月ごろ

以上

## 単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ&A

- Q1. 株式併合とはどのようなことですか。
- A1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10 株を1 株に併合いたします。
- Q2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。
- A 2. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買単位となっている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。
- Q3. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。
- A3. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はかかる趣旨を踏まえ、平成28年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。一方、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないよう、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

### Q4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

### A4. 【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数(1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。)となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成28年10月1日付けで、株式併合後の株式数に変更されます。なお、株式併合の結果、1に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします(具体的なスケジュールはQ10.のとおりです。)。

#### 【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は10分の1になりますが、あわせて単元株式数の変更(1,000株から100株への変更)を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の前後で、所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

	効力多	<b></b> 発生前		効力発生後	
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端 数 株 式 相 当 分
例 1	2,000 株	2個	200 株	2個	なし
例 2	1,200 株	1個	120 株	1個	なし
例3	555 株	なし	55 株	なし	0.5 株
例 4	7株	なし	なし	なし	0.7 株

・例2及び例3では単元未満株式(効力発生後において、例2は20株、例3は55株)がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り又は買増し制度がご利用できます。

- ・例3及び例4において発生する端数株式相当分(例3は0.5株、例4は0.7株)につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口 座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の 証券会社にお問い合わせください。

- Q5. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。
- A5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わる事はありませんので、株式市 況の変動など他の要因を別にすれば、株主様がご所有の当社株式の資産価値が変わることはあ りません。株式併合の結果、株主様がご所有の株式数は、併合前の10分の1になりますが、 逆に1株当たりの純資産額は10倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は併 合前の10倍となります。
- Q6. 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金が減りませんか。
- A 6. ご所有株式数は、10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合(10株を1株に併合)を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましてはQ4. に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます
- Q7. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。
- A7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取りをご請求いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。なお、単元未満株式の買増し・買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。
- Q8. 株式併合により単元未満株式が生じますが、併合後でも買取りをしてもらえますか。
- A8. 併合後でも、単元未満の買取制度をご利用していただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記(※)の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。
- Q9. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。
- A9. 特段のお手続きの必要はございません。
- Q10. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。
- A10. 単元株式数変更及び株式併合に関する主なスケジュール(予定)は以下のとおりです。

平成28年6月23日 第122回定時株主総会

平成28年9月28日\* 当社株式の売買単位が100株に変更

平成28年10月1日\* 単元株式数変更及び株式併合の効力発生日

平成 28 年 11 月上旬\*株主様へ株式併合割当通知発送

平成 28 年 12 月初旬\*端数処分代金の支払開始

\* 平成28年6月23日に開催予定の第122回定時株主総会において、株式の併合に関する議案が可決された場合の予定です。

# 【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号:0120-782-031 (通話料無料)

受付時間:午前9時から午後5時まで(土日、祝日を除く)

以 上